

## 契約書（案）

松山市長 野志 克仁（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、松山市男女共同参画推進センター内に設置する清涼飲料水等自動販売機（災害対応機）（以下「自動販売機」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

- 第1条 乙が所有する自動販売機を以下の条項により、松山市男女共同参画推進センター内に甲の許可を得て設置し、利用者に有料で提供するものとする。
- 2 松山市が災害対策本部を設置した場合その他必要と認める場合において、飲料水等を調達する必要があると認めるときは、乙は自動販売機の機内在庫商品が無償で提供するものとする。

### （使用許可）

- 第2条 乙は、自動販売機を設置するにあたり、甲の行政財産の目的外使用の許可を得なければならない。
- 2 乙は、甲の許可する行政財産使用許可条件を遵守するものとする。

### （乙の業務）

- 第3条 乙が本契約に基づき行う業務は、次のとおりとする。
- (1) 商品の補給
  - (2) 自動販売機と商品の衛生管理
  - (3) 自動販売機の維持と管理
  - (4) 自動販売機とその周辺の清掃
  - (5) 自動販売機で販売した空容器の回収
  - (6) 集金及び売上管理
  - (7) その他甲乙協議の上定める事項

### （甲の役割）

- 第4条 甲は、自動販売機の運転に必要な場所を提供し、円滑な稼動に協力するものとする。

### （衛生管理及び品質保証）

- 第5条 乙は、設置した自動販売機の衛生管理と販売する商品の品質・衛生管理につき、甲及び第三者に対して責任を負うものとする。

### （維持管理）

- 第6条 乙は自動販売機に要する電気料金など維持管理に必要な経費を全額負担しなければならない。
- 2 乙は、自動販売機の維持管理につき、甲及び第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に関して適切に対応するものとする。

(事故補償)

第7条 甲は、故障、破損、盗難事故等が原因で自動販売機が正常に稼動しないような支障を発見した場合、速やかにその旨を乙に通報する等して、乙は遅滞なく乙の費用で修理又は取替えを実施するものとする。

(手数料)

第8条 手数料は毎月締めの上合計額の《落札した率》パーセントとし、乙は自動販売機売上報告書を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 手数料は、自動販売機ごとに毎月締め売上金(税抜価格)に手数料率を乗じて得られた額に、消費税率及び地方消費税率の標準税率を乗じた額を甲に支払うものとする。
- 3 手数料計算での端数処理については、小数点以下切捨てとする。

(電気料)

第9条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 乙は、子メーターの指示値に基づき甲が計算した当該月の電気使用料を、甲が発行する請求書により、甲が指定する期日までに支払わなければならない。なお、期日の指定が無い場合には、甲から請求のあった日から20日以内に支払うものとする。

(誠実義務)

第10条 甲及び乙は、本契約の各条項に違反することのないよう信義に従い誠実に義務を履行するものとする。

- 2 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(契約期間)

第11条 本契約の期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約解除)

第12条 甲又は乙は、契約の相手方が本契約に違反したとき、又は本契約を履行しないときは、本契約を解除できるものとする。

- 2 乙が業務を適正に処理することができないと認めたときは、本契約を解除することができるものとする。
- 3 前項により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対し本契約の解除と併せて甲が被った損害を乙に請求できるものとする。

(原状回復)

第13条 本契約の期間が満了し、行政財産目的外使用許可書の発行がなされない場合及び契約の解除があった場合には、乙は遅滞なく原状回復するものとする。

(業務代行)

第14条 乙は、本契約において乙の責任により行う業務を乙の指定する者に代行させることができるものとする。その場合、乙は甲に対し予め通知するものとする。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項については、松山市契約規則及び松山市財務会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約書について疑義が生じた場合は甲・乙双方協議の上解決するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、それぞれ1通保有する。

令和○年 ○月 ○日

甲 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市長 野 志 克 仁

乙 ○○○○○○○○  
○○○○○○○○○